

## 新エネルギー設計支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 新エネルギー設計支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- 2 「新エネルギー」とは、北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例(平成12年北海道条例第108号。以下「条例」という。)第2条第2号に定めるエネルギー(燃焼の用に供する物、熱又は電気をいう。以下同じ。)又はエネルギーの利用形態をいう。
- 3 「省エネルギー」とは、条例第2条第1号に定めるエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第2条第1項に規定するエネルギーを効率的に使用することをいう。

### (目的)

第2条 この補助金は、地域における新エネルギーの導入促進を図り、「ゼロカーボン北海道」の実現につなげていくため、市町村が策定している新エネルギー導入拡大のための計画等(以下「新エネルギー等」という。)に基づいた新エネルギー設備の導入と、合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設計に対して、予算の範囲内で補助する。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村
  - (2) 市町村(複数の市町村を含む。)と法人、任意団体又はその他知事が適当と認めた者で構成された共同体(以下「コンソーシアム」という。)
  - (3) 道内に事務所又は事業所を有する法人(以下「法人事業者」という。)(営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、継続的かつ自発的に行われる活動を行う法人その他の団体を含む。))
  - (4) (3)に掲げる者を含む複数事業者による共同体(以下「法人コンソーシアム」という。)
- 2 コンソーシアム及び法人コンソーシアムを構成するに当たっては、別に定めるところによる「コンソーシアム協定書」を締結しなければならない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域に賦存するエネルギー資源を活かした新エネルギーの導入を促進するため、新エネルギー設備の導入、又は、新エネルギー設備の導入と新エネルギー設備の導入に合わせて行う新エネルギーの導入効果を増大する省エネルギー設備の導入を前提とした設備の設計及び当該設計に要する調査事業であって、かつ、他の道事業に採択されることがない事業であることとする。

- 2 補助対象事業は、地域の課題解決や地域経済活性化、設備を導入する地域への貢献につながる公共性が高い事業であることとする。
- 3 補助対象者が前条第1項第3号及び第4号に定める事業者である場合は、事業を実施する地域の市町村に対し事前に事業を説明し、地域の総合計画や新エネルギー導入計画等との整合性が認められることの確認書(別記(法人)第1号様式)を得ていることとする。

### (補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業を行うために必要な別表の経費とする。

また、補助率及び限度額についても同表のとおりとする。

### (事業計画の提案)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が指定する期日までに、事業の内容等を記載した事業計画を提案し、知事の認定を受けるものとする。

- 2 事業計画の提案は、事業計画書(別記第1号様式)を提出することにより行うものとする。この場合において、当該事業計画書の提出は、所轄の総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という)を経由するものとする。

### (有識者会議の開催)

第7条 知事は、前条の規定により事業計画の提案があった時は、有識者会議を開催する。

2 有識者会議においては、前条の規定により提出された事業計画書について、次の観点で意見を聴取するものとする。

(1) 新エネルギー等に位置づけられているプロジェクト、実証事業及び事業の可能性を調査するための事業又はそれと同等の内容と認められる調査結果に基づき、その実現に向けたものであること。

(2) 売電収入による投資回収又は熱利用（該当する場合に限る。）、環境教育への貢献、新たな産業への雇用創出効果その他防災拠点としての活用等の可能性が十分見込まれる若しくは検討されており、地域特性を十分活かした効果的な新エネルギーの導入に向けた設備設計であること。

また、省エネルギー設備は、エネルギーの利用効率を向上させるなど、新エネルギー設備の導入効果を増大させるものであること。

(3) 将来的な新エネルギー設備・省エネルギー設備の導入に際するイニシャル及びランニングコスト等、無理のない事業計画・事業運営体制が構築されているものであること。

(4) 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年度以内に、当該設計に基づく新エネルギー設備・省エネルギー設備の建設工事を完了できるものであること。

(5) 道内への波及効果が高いなどのモデル性の高いものであること。

(6) 地域経済の活性化効果が高いと見込まれること。

なお、補助対象者が第3条第1項第3号及び第4号に定める事業者である場合は、確認書の内容を基に公共性についても意見を聴取すること。

(事業計画の認定)

第8条 知事は、有識者会議の意見を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことができる。

3 知事は、事業計画を認定したときは、補助対象者に通知するものとする。

4 事業計画の認定を受けた補助対象者は、事業計画の内容について交付申請を行う日までに構成員が第3条第1項第1号及び第2号に定める事業者である場合は構成員である市町村のホームページに、構成員が同項第3号及び第4号に定める事業者である場合は構成員である法人事業者のホームページにより公表するものとする。

(交付申請)

第9条 事業計画の認定を受けた補助対象者は、総合振興局長等に対し、別に指定する期日までに、補助金等交付申請書（経済第1号様式（平成25年北海道告示第10329-22号による告示様式。以下「経済第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添付して補助金の交付の申請を行うものとする。

(1) 事業計画書（経済第2号様式）

(2) 補助金等交付申請額算出調書（経済第7号様式）

(3) 経費の配分調書（経済第10号様式）

(4) 事業予算書（経済第11号様式）

(5) 資金収支計画書（経済第23号様式）

(6) その他知事が別に指示する書類

2 前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第10条 総合振興局長等は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該補助金等交付申請書等の審査等により、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請を行った者に通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第 11 条 前条の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定による補助金の交付の決定があった事業（以下「補助事業」という。）を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、経済第 14 号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第 12 条 総合振興局長等は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第 10 条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金等を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金等を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 第 17 条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

(補助金の返還)

第 13 条 総合振興局長等は、前条の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業遅延等の報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、経済第 15 号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書により速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の経費の配分の変更)

第 15 条 補助事業者は、補助事業の経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式による補助事業等変更承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、当該変更が補助対象経費の費目間における 20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(補助事業の内容の変更)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、経済第 12 号様式による補助事業等変更承認申請書により総合振興局長等の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的に変更をもたらすものでない場合で、その事業量又は事業費について、20 パーセント以内の変更の場合は、この限りでない。

(財産の管理及び処分の制限)

第 17 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。

- 2 取得財産等のうち、規則第 23 条第 4 号及び第 5 号に規定する知事が定める処分制限財産は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の財産とする。
- 3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 4 補助事業者は、第 2 項の処分制限財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間（以下「処分制限期間」という。）において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでない。
- 5 補助事業者は、前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなけれ

ばならない。

6 知事は、前項で定める場合を除くほか、補助事業者が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることができるものとする。

(産業財産権等に関する届出等)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許、実用新案登録、意匠登録、著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業実施年度又は補助事業実施年度終了後 5 年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に別記第 2 号様式により総合振興局長等に届出しなければならない。

(実績報告)

第 19 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第 11 条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、経済第 19 号様式の補助事業等実績報告書を総合振興局長等に提出しなければならない。

2 前項の規定による実績報告に当たっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（経済第 2 号様式）
- (2) 経費の配分調書（経済第 10 号様式）
- (3) 補助金等精算書（経済第 20 号様式）
- (4) 事業精算書（経済第 22 号様式）
- (5) 補助事業において作成した設計図面等の写し
- (6) 第 17 条第 3 項に規定する処分制限財産の台帳の写し
- (7) その他知事が別に指示する書類

(消費税等)

第 20 条 補助事業者は、前条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、消費税等仕入控除税額を補助金額から減額して報告しなければならない。

2 補助事業者は、前条の実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第 3 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。また、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年 6 月 30 日までに総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第 21 条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、補助事業の完了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。ただし、補助事業の中に第 17 条第 2 項に規定する処分制限財産を有し、同条第 4 項の規定による処分制限期間を経過しないものがある場合は、当該処分制限期間を経過することになるまでの間、財産管理台帳、その他関係書類を整理し、保管しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第 22 条 総合振興局長等は、第 19 条の規定による補助事業等実績報告書を受けたときは、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 23 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(事業の実施状況の報告)

第 24 条 補助事業者は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、毎会計年度終了後 30 日以内に、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業の実施状況について、別記第 4 号様式により総合振興

局長等に報告しなければならない。

- 2 総合振興局長等は、必要に応じて、補助事業者に対して、前項の報告に係る資料の提出を求め、現地調査をすることができる。
- 3 補助事業者は第1項の報告に係る証拠書類を、当該報告書の内容に係る会計年度終了後2年間保存しなければならない。

(収益納付)

第25条 総合振興局長等は、前条の規定による報告書により、補助事業者に当該補助事業の産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は補助事業に基づく成果の他への供与等により収益が生じたと認めるときは、補助事業者に対し、その収益の全部又は一部に相当する額を道に納付（補助金の確定額の合計額を超えない範囲内に限る。）させることができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第26条 総合振興局長等が補助金の交付の決定をする場合は、「補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）」第1号様式に定める交付の条件のほか、第15条、第16条、第17条、第18条、第24条第1項及び第3項並びに前条の条件を付すものとする。

(成果の発表等)

第27条 総合振興局長等は、補助事業の名称、補助事業の概要、補助事業者名、所在市町村名、補助金額を公表するものとする。

- 2 総合振興局長等は、第19条及び第24条に規定する報告書を、本道における新エネルギーの導入促進などのために活用し、必要に応じて補助事業者に事業の成果等を発表させることができる。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則（平成29年4月6日付け環工ネ第59号）

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則（令和元年6月6日付け環工ネ第1928号）

この要綱は、令和元年6月6日から適用する。

附則（令和3年3月25日付け環工ネ第1819号）

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則（令和4年（2022年）2月28日環工ネ第2915号）

この要綱は、令和4年（2022年）2月28日から適用する。

附則（令和5年（2023年）8月8日ゼ産第128号）

この要綱は、令和5年（2023年）8月8日から適用する。